

つくば市耐震改修促進計画の施策内容の追加について

都市計画部建築指導課

令和2年5月



つくば市耐震改修促進計画の施策内容の追加について

1 耐震診断・改修の促進を図るための施策

1-1 基本方針

建築物の所有者等が耐震診断・改修等を行いやすくするための環境整備や助成制度の整備に努めるとともに、地震時の総合的な安全対策を推進します。

1-2 建築物の耐震診断・改修の助成制度の整備

(1) 実施している助成制度

① つくば市木造住宅耐震診断士派遣事業

| 概 要 | 無料で「茨城県木造住宅耐震診断士」を派遣し、耐震診断を実施 | | | |
|-------|--|-------|----------|------|
| 対象建築物 | ・ 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された一戸建て等の木造住宅 (丸太組構造、プレハブ工法等は対象外) ・ 階数は2階建て以下、延べ面積は 30 m ² 以上 ・ 併用住宅の場合は、住宅の用途の床面積が過半以上あること | | | |
| 実績戸数 | 平成 17 年度 | 100 戸 | 平成 25 年度 | 12 戸 |
| | 平成 18 年度 | 134 戸 | 平成 26 年度 | 16 戸 |
| | 平成 19 年度 | 30 戸 | 平成 27 年度 | 13 戸 |
| | 平成 20 年度 | 30 戸 | 平成 28 年度 | 20 戸 |
| | 平成 21 年度 | 33 戸 | 平成 29 年度 | 14 戸 |
| | 平成 22 年度 | 13 戸 | 平成 30 年度 | 6 戸 |
| | 平成 23 年度 | 45 戸 | 令和元年度 | 4 戸 |
| | 平成 24 年度 | 22 戸 | | |

② つくば市木造住宅耐震補強補助金交付事業

| | | |
|-------|---|----|
| 概 要 | 地震発生時における住宅の倒壊等による災害を防止するため、 木造住宅の耐震改修に要した費用の一部を補助 | |
| 対象建築物 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された一戸建て等の木造住宅 (丸太組構造、プレハブ工法等は対象外) ・ 階数は2階建て以下、延べ面積は 30 m²以上 ・ 耐震診断の結果、上部構造評点が1未満であり、耐震改修後の上部構造 評点が1以上となるもの ・ 併用住宅の場合は、住宅の用途の床面積が過半以上あること | |
| 実績戸数 | 平成 24 年度 | 1戸 |
| | 平成 25 年度 | 5戸 |
| | 平成 26 年度 | 1戸 |
| | 平成 27 年度 | 1戸 |
| | 平成 28 年度 | 0戸 |
| | 平成 29 年度 | 0戸 |
| | 平成 30 年度 | 1戸 |
| | 令和元年度 | 0戸 |

2 地震時の総合的安全対策

2-1 ブロック塀の安全対策について

地震によるブロック塀の倒壊は、人的被害を及ぼす恐れがあるばかりでなく、被災後の避難、救助活動の支障となります。このことから、危険なブロック塀の倒壊防止の必要性を、市民や施工業者等にパンフレットの配布等により周知し、改修等を誘導しています。

2-2 新たな助成制度の検討

平成 30 年6月 18 日に発生した大阪府北部地震では、耐震性に問題のあるブロック塀等が倒壊し、2名が死亡するなど重大な被害が発生しました。

これを受けて、国においては、平成 30 年度より、ブロック塀等の安全確保に関する事業として、ブロック塀等の除却・改修等に対する支援制度を創設しています。

市においては、これまで、危険なブロック塀の倒壊防止の必要性を、市民や事業者等に周知してきましたが、これまで以上に倒壊防止対策を促進する必要があることから、危険ブロック塀等の除却に対する助成制度を創設し、所有者等が除却に取り組みやすい環境の整備に努めます。

2-3 追加する施策の内容

危険ブロック塀等の撤去費用を助成する制度の整備

通学路(児童生徒が市内の小中学校又は義務教育学校に通うため徒歩又は自転車で通行する市内の道路の区間であって、各学校が認めたものをいう。)、緊急輸送道路(つくば市地域防災計画に定めるものをいう。)及び防災関連施設等に連絡する道路(つくば市耐震改修促進計画に定めるものをいう。)をブロック塀等の安全対策が必要な避難路として位置づけるとともに、避難路沿道等に存する危険ブロック塀等の撤去に要する費用の一部を補助します。